

## 商品概要説明書

### 年金予約定期貯金<単利型> (愛称：プレシヤス)

(令和6年4月1日現在)

|  |  |
|--|--|
| 1. 商品名<br>(愛称)   | ○年金予約定期貯金<br>(愛称：プレシヤス)  |
| 2. 販売対象  | ○55歳～64歳までの年金予約者(個人)のみ   |
| 3. 取扱期間  | ○令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)  |
| 4. 期間  | ○定型方式：1年<br>※原則、自動継続(元金継続)のお取扱いとなります。  |
| 5. 預入<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位<br>(4) 預入条件                    | ○一括預入<br>○20万円以上900万円以内<br>○1円単位<br>○将来、年金受給口座とする通帳(総合口座)に作成   |
| 6. 払戻方法  | ○満期日以後に一括して払い戻します。   |
| 7. 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br>(5) 金利情報の<br>入手方法 | ○預入時のスーパー定期貯金1年ものの店頭表示金利に0.05%上乗せした特別金利を満期日まで適用します。<br>※なお、プレシヤスにおける特別金利実施期間及び特別金利の変更等については、窓口までお問い合わせ下さい。<br>○満期日以後に一括して支払います。<br>○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。<br>○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。<br>※令和19年12月31日までの適用となります。<br>○金利は店頭に表示しています。 |
| 8. 手数料   | —————  |
| 9. 付加できる<br>特約事項   | ○「総合口座」での契約となる為、担保定期貯金となります。<br>(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)<br>○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。<br>○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。<br>○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。           |
| 10. 中途解約時の取<br>扱い  | ○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。<br>①6か月未満……………解約日における普通貯金利率<br>②6か月以上1年未満……………約定利率×50%  |

|                        |  |
|------------------------|--|
| 11. 貯金保険制度<br>(公的制度)   | <p>○保護対象<br/>当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>  |
| 12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店または金融部 (電話:054-367-3206) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br/>また、J A バンク相談所 (電話:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。<br/>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。)</p> |
| 13. その他参考となる事項         | <p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>  |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A しみず